

# 会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
会議名 (審議会等名)	平成30年度第2回嬉野市情報公開審査会		
開催日時	平成31年2月1日(金) 13:30~15:40		
開催場所	嬉野市役所塩田庁舎 3階 3-3会議室		
傍聴の可否	可 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由	公文書公開請求の非公開決定に対する審査請求事案のため		
出席者	委員	山下義昭委員、吉田一穂委員、江口勝則委員、 光武英文委員、瀧野美喜子委員	
	事務局	総務企画部長、総務課長、総務課副課長、総務課主任	
	その他		
会議の議題	平成30年度第2回嬉野市情報公開審査会次第のとおり		
配布資料	平成30年度第1回嬉野市情報公開審査会議事録のとおり		
審議等の内容	別紙のとおり		

# 審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	1. 開会 2. 審査会への諮問 3. 議事 (1) 第1回審査会の内容確認 (2) 弁明書の差し替えについて		
内 容	事務局より開会、嬉野市情報公開審査会規則第3条第1項の規定により、山下会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。 ※別添「平成30年度第2回嬉野市政治倫理審査会資料」資料1		
審議経過	<p>1. 開会 事務局より、開会を行った。</p> <p>2. 審査会への諮問 事務局より説明を行い、情報公開条例に基づく審査請求の審査について、嬉野市長から嬉野市情報公開審査会に諮問を行った。</p> <p>3. 議事 (1)「第1回審査会の内容確認」について、事務局から説明を行い、審査会において内容の承認がなされ、議事録を公開することとされた。</p> <p>(2) 弁明書の差し替えについて 事務局より説明を行い、諮問第5号にかかる嬉総第563号の2による弁明書について、審査会において差し替えが承認された。</p>		
その他			

# 審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	3. 議事 (3) 諮問第1号について (継続)		
内 容	嬉野市情報公開審査会規則第3条第1項の規定により、山下会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議長から、前回の協議内容の再確認がされた。</li> <li>・前回途中出席された委員の意見の確認がされた。</li> <li>・審査請求人に期限を 2/12 とする反論書等の提出について通知されていることを、事務局から説明した。</li> <li>・審査請求人の反論書等の提出があれば、その内容を検討し、審査会の答申を取りまとめることとなった。</li> </ul>	
その他			

# 審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	3. 議事(4) 諮問第2号について		
内 容	嬉野市情報公開審査会規則第3条第1項の規定により、山下会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各位委員から次のような意見が出された。</li> <li>・補正については、文書でやり取りし、記録に残すこと。</li> <li>・非公開決定の理由は、できる限り分かりやすく詳細にし、事実関係や根拠法令等を記載すること。</li> <li>・公文書の特定に足りる事項は、請求者側が記載しなければならない。ただし、その特定について、実施機関は、協力しなければならない。</li> <li>・審査請求人に期限を2/12とする反論書等の提出について通知されていることを、事務局から説明した。</li> <li>・審査請求人の反論書等の提出があれば、その内容を検討し、審査会の答申を取りまとめることとなった。</li> </ul>		
その他			

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	3. 議事 (5) 諮問第3号について		
内 容	嬉野市情報公開審査会規則第3条第1項の規定により、山下会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 請求人から提出された審査請求書の概要確認が行われた。</li> <li>・ 公開請求のあった公文書を所管している建設・新幹線課から、部分公開とした公文書が提示され、各委員が内容確認を行った。</li> <li>・ 部分公開とした理由を建設・新幹線課から説明を行った。</li> <li>・ 各委員から個別の部分について、疑義の確認がされた。</li> <li>・ 審査請求人に期限を 2/12 とする反論書等の提出について通知されていることを、事務局から説明した。</li> <li>・ 審査請求人の反論書等の提出があれば、その内容を検討し、審査会の答申を取りまとめることとなった。</li> </ul>	
その他			

# 審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	3. 議事 (6) 諮問第4号について (7) 諮問第5号について		
内 容	嬉野市情報公開審査会規則第3条第1項の規定により、山下会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。		
審議経過		・次回に持ち越しとなった。	
その他			